役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規定は、社会福祉法人ハレルヤ（以下「この法人という。」）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（２）常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（３）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

（４）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問われない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務執行により発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（１）非常勤の役員　報酬

（２）評議員　　報酬

（報酬等の額の算定方法）

第４条 非常勤の理事に対する報酬の額は別表第１ー（１）に定める額とする。

２　監事に対する報酬の額は別表第１ー（２）に定める額とする。

３　評議員に対する報酬の額は別表第１ー（３）に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条

非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営の業務にあたる都度支給する。

２　報酬は、現金により本人に支給する。

（費用）

第６条　役員等が出張する場合は、実費の旅費を支給する。

２　役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は当該費用を支給する。

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報　酬等の支給の基準として公表する。

（補足）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（附則）

この規程は平成２９年４月１日から施行する。

【別表１】

（１）　理　事	理事会等会議への出席	日額　１０，０００円
（２）　監　事	監事監査等への出席 理事会等会議への出席	日額　２０，０００円 日額　１０，０００円
（３）　評議員	評議員会への出席	日額　１０，０００円